

入居希望者評価基準及び配点

評価項目		配点	評価の基準	
要介護度	要介護5	6	・介護度は申込日のものとし、変更があった場合は連絡していただく。	
	要介護4	5		
	要介護3	3		
	要介護2	1		
	要介護1	1		
介護者の状況	介護する者が全く居ないため	8	→たとえ遠方であっても子がいる場合は、6点以下にチェック →同居者がいる時は該当しない。遠方とは同一市町村以外。長期入院の場合は退院後再評価 ・複数該当は点数の高いほうを優先する。 ・介護の状況は申込日のものとし、変更があった場合は連絡していただく。 ・特別な事由がある場合は、「考慮すべき特別な事由で」で配慮する。	
	介護する者が遠方又は長期入院中で介護困難	6		
	介護する者が「高齢」、「障害」、「疾病」、等で介護困難	5		
	介護する者が複数の要介護者又は育児で介護困難	4		
	介護する者が就労(昼間独居)で、介護困難	3		
	介護する者の負担が大きく介護困難	2		
住宅状況	住居がない	4	・住居の状況は申込日のものとし、変更があった場合は連絡していただく。 ・特別な事由がある場合は「考慮すべき特別な事由で」で配慮する。	
	借家等で改修困難	3		
	構造上の支障	0		
	その他の支障	0		
在宅サービス利用状況	3か月以上継続して介護保健施設又は医療機関等に入所(入院)している。	3	・在宅サービスの利用状況は申込日のものとし、変更があった場合は連絡していただく。	
	直近の在宅サービスの利用状況	概ね5割以上		3
		概ね5割未満		1
問題行動の状況	チェックが5項目以上	かつ、1が3項目以上	4	・問題行動の状況は申込日のものとし、変更があった場合は連絡していただく。 ・特別な事由がある場合は「考慮すべき特別な事由で」で配慮する。
		かつ、1が3項目未満	2	
	チェックが3項目以上5項目未満	かつ、1が2項目以上	2	
		かつ、1が2項目未満	1	
地域性	上野原市	5	・本人の住所地により評価	
	山梨県内上野原市近隣市町	3		
	上記外の山梨県	1		
	県外	0		
考慮すべき特別な事由		2点を限度	・入居に考慮すべき特別な事由がみとめられる場合、5点を限度に加点する。 例 1. 痴呆による問題行動が著しい。 2. 居住環境が劣悪。 3. 家族の関係に問題がある。	
合計点			※合計点が同点の場合は、年齢上位	